

## 山口県新卒・第二新卒就職活動応援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山口県新卒・第二新卒就職活動応援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、県外に在住し、県内企業に就職を希望する新規学卒予定者及び第二新卒者が、山口県内で就職活動を実施した際の交通費を補助することにより経済的な負担を軽減し、若者の県内就職を促進することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校、高等学校及び中等教育学校をいう。
- (2) 新卒予定者 大学等に在籍する卒業年次の学生及び生徒をいう。
- (3) 第二新卒者 大学等を卒業後3年以内の者をいう。
- (4) 県内企業等 山口県内に本社又は事業所を有する企業及び団体（官公庁を除く）をいう。
- (5) 就職活動等 企業合同説明会等の就職関連イベント、県内企業等が実施する個別企業説明会及び採用面接への参加並びに学生等が個人で県内企業等を訪問し企業見学を実施することをいう。

### (事務局の設置)

第4条 山口県は、第2条の目的を達成するため、山口県新卒・第二新卒就職活動応援補助金事務局（以下「事務局」という。）を設置し、事務局は補助金の支給に必要な事務を行うこととする。

### (交付対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、新卒予定者又は第二新卒者であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山口県外に在住していること。
- (2) 補助金の交付を申請しようとする年度の4月1日時点において30歳未満であること。
- (3) 山口県内において就職活動等を実施したこと。

### (補助対象経費及び補助額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、交付申請者の居住する都道府県の区分に応じ、別表第2に定める定額を支給する。ただし、補助対象経費が定額に満たない場合はその額を補助金の額とする。
- 3 県内企業等又は就職関連イベント等の主催者から交通費が支給された場合は、前項により算出した金額から、当該金額を差し引いた額を補助金の額とする。

(支給の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、事務局が別に定める日までに、山口県新卒・第二新卒就職活動応援補助金交付申請書兼請求書（別記1号様式）に必要書類を添えて提出しなければならない。

(支給の決定等)

第8条 事務局は、前条の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請をした者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 事務局は、補助金の交付を受けたものが次の各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

### 別表第1（第6条第1項関係）

| 補助対象となる就職活動等                                                                                          | 補助対象経費                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 以下の要件のいずれにも該当するもの<br>(1) 山口県内で実施されたもの<br>(2) 就職活動等証明書（別記2号様式）又は就職関連イベント等の主催者が発行する証明書により参加したことが証明できるもの | 第5条に定める交付対象者が、左記の要件を満たす就職活動等のために県外の居住地と目的地との往復に要した交通費（公共交通機関（タクシーを除く。）を利用した実費に限る。） |

### 別表第2（第6条第2項関係）

| 都道府県                                                                                  | 定額  |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県                                                       | 6万円 |
| 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県                                                      | 5万円 |
| 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、沖縄県                                                   | 4万円 |
| 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 | 3万円 |